

## 第2章 分限・懲戒

### ○印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例

昭和47年9月14日  
条例第5号

改正 平成25年3月26日 条例第3号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基き、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続き及び効果並びに失職の特例に関し規定することを目的とする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 管理者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、もしくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。ただし、職員が印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号）第14条に規定する療養休暇の期間が満了し、引き続いて休職される場合又は法第28条第2項第1号に該当するものとして休職されていた職員が復職し、同一の傷病により90日以内に再び休職される場合にあつては、この限りでない。

2 職員の意に反する降任、もしくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年をこえない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合について、管理者が定める。ただし、その期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引続き3年を超えない限度において、これを更新することができる。

2 前項の場合において、休職中の職員が復職し、その復職日後6月以内に同一の傷病により再び法第28条第2項第1号の規定により休職させる必要が生じたときは、前後の休職期間を合算するものとする。

3 管理者が、第1項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは速やかに復職を命じなければならない。

4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

(失職の特例)

第5条 管理者は、法第16条第2号に該当するに至つた職員のうち、刑の執行を猶予された者については、その者の情状を考慮して特に必要があると認めるとき限り、その職を失わないものとするることができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかつた職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失うものとする。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年9月14日から適用する。

附 則 (平成25年3月26日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。